

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和6年度 第2回

令和6年7月29日（月）開催

1 日 時 令和6年7月29日(月) 13時35分～14時55分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

伊藤慎一 白木智昭 嵯峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人(途中出席) 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

加賀谷賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)

(2) 賃金実態調査結果について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 生活保護と最低賃金との比較関係資料

資料番号2 令和6年度賃金改定状況調査結果

資料番号3 令和6年度賃金実態調査結果報告(抜粋)

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会日程(案)

資料番号5 秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書(写)

資料番号6 秋田弁護士会会長声明(写)

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から令和6年度第2回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計14名の委

員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席は使用者代表 小野委員でございます。

それでは、これからの進行は、長岐会長にお願いいたします。

○長岐会長

今年も7月終わりから8月にかけての地賃の審議会が行われることになりました。

本日審議する議題は、議題1. 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)、議題2. 賃金実態調査結果について、議題3. その他となっております。

それでは、議題1「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、局長から一言お願いします。

○山本局長

7月25日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について答申があったところです。この後、事務局から説明をさせていただきますが、この目安額を参考に、地域の経済、賃金等の実情を踏まえて、審議を尽くしていただきますようお願いいたします。

○長岐会長

事務局から目安答申の説明をお願いします。

○佐藤賃金室長

目安答申の説明をさせていただきます。本日、資料として「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」写しを机上に配付しております。

例年、地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会答申につきましては、事務局から答申内容の説明をさせていただいているところですが、令和6年7月25日の「令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申」を踏まえ、「目安の位置づけ」「令和6年度の目安のポイント」等につきまして、昨年引き続き、中央最低賃金審議会の会長から地方最低賃金審議会委員へのメッセージ動画が届いておりますので、初めに私から「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」について簡単にご説明させていただき、その後で、会長メッセージをご視聴いただきたいと思います。

それでは、答申文の写しの後ろから3枚目の別紙2「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」をご覧ください。

はじめに2の労働者側見解についてです。今年の春季生活闘争は、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となった一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な

引上げを通じ賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条の法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

産別組織における賃上げや中小企業での初任給引上げの動向を見るに、経営は生き残りをかけて人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘し、また、2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、データから最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であると主張し、特に地方における労働需給がひっ迫しており現行の各地域最賃で採用するのは既に困難であり、最低賃金引上げは妥当であると主張した。

また、ここ数年の最賃引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との関連は見出しにくい状況であり、最賃引上げによって企業倒産が増えると言える客観的データはなく、最賃引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや各種支援策の一層の制度拡充と利活用推進を求めたいと述べた。加えて、賃上げの流れを速やかに波及させる観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

次に、2ページの3使用者側見解についてです。成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張し、また、目安審議にあたってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータを明確に示す等、納得性を高め、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、公益委員見解を各地方審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えは変わらないと述べた。

生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、業況判断D Iで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D Iは依然高い水準であると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査結果等から、最低賃金を一定程度引上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割あると指摘し、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁できず、賃上げ原資の確保が困難な状況にあり、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた地方企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。

最低賃金の審議に当たっては、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、「通常の事業の賃金の支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張し、加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業が最低賃金や賃金引上げを継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があるとあり、団体協約の仕組みや活用事例の周知、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の検証、下請け法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

3ページの4意見の不一致では、目安小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。としています。

5公益委員見解及びその取扱いでは、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに加え、経済財政運営と改革の基本方針2024に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1、こちらは2枚目からの公益委員見解になりますが、下記1のとおり公益委員の見解をとりまとめたとしています。

目安に関する小委員会報告についての説明は以上です。

それでは、「令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申」を踏まえ、「目安の位置づけ」「令和6年度の目安のポイント」等につきまして、地方最低賃金審議会委員への中央最低賃金審議会の会長メッセージ動画をご視聴いただきたいと思います。

○藤村会長

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員のみなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年につき2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会でも目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思えます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思えます。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思えます。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思えます。まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、

個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうにも考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返すとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思えます。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がありと考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思えます。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思えます。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員

として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。
以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤賃金室長

会長メッセージをご覧いただきました。次に、関連した資料として、資料1の「生活保護と最低賃金」についてご説明いたします。

中央最低賃金審議会目安小委員会において、生活保護と最低賃金の比較について最新のデータに基づく結果が公表されています。

開いていただきますと、1、2ページに「折れ線グラフ」がございます。

1ページのグラフは、下段の注3にありますとおり、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和4年度のものとなっております。

点線の折れ線グラフが生活保護、実線の折れ線グラフが最低賃金、右から5つめの秋田県を含めた全ての都道府県で、実線の最低賃金が点線の生活保護を上回っているという状況が明らかとなっております。

また、令和5年度の最低賃金改定額を反映したものが次の2ページのグラフとなります。

次の3ページは、都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析になります。

北海道から始まる5番目に秋田県の数字が出ております。平成25年度までは全国の一部の都道府県において、乖離がありました。平成26年度以降は全国で乖離は発生していません。

秋田県では、令和4年度データで最賃が175円上回っており、令和5年度の最賃引上げ額を考慮すると、最賃が219円上回っていることとなります。

次の4ページには、「生活保護と最低賃金の比較について(令和6年度)」として、秋田県の状況について詳細に計算した内容を記載しておりますので、審議の参考にしていただければと思います。最低賃金と生活保護との比較の関係の説明は、以上でございます。

次に、関連した資料として資料2「令和6年賃金改定状況調査結果」についてご説明いたします。

この調査は、最低賃金の改正審議の参考とすることを目的として実施した調査で、企業規模30人未満の、全国約16,400の民営事業場を調査対象とし、集計事業場数は約5,100、約29,500人の労働者を集計し、令和6年6月分とその1年前である令和5年6月分の賃金を比較調査し、その動向をまとめたものでございます。なお、本調査は厚生労働省本省が行い、都道府県単位での集計は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

全国集計の結果によりますと、1年前と比較した労働者の賃金動向については、7ページ第4表②「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)」をご覧ください。それぞれ、ランクごとに集計されております。秋田はCランクになります。

ので、「一般パート計」のCランクのところ、数字の書いてあるところの左から3つ目にある賃金上昇率を見てくださいと賃金上昇率が2.7%となっており、昨年の2.1%を0.6ポイント上回っている状況になっております。

また、その下の欄には一般労働者とパート労働者に分けて集計されておりまして、Cランクの一般労働者が3.0%と昨年の1.9%を1.1ポイント上回り、パート労働者は2.2%と昨年の2.5%を0.3ポイント下回っております。

8ページの第4表の③は令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計表になります。

産業計のCランクでは賃金上昇率3.1%と昨年の2.7%を0.4ポイント上回っています。

また、机上に「賃金改定状況調査結果第4表の推移(令和元年～令和6年)」の表を配付しておりますので参考としていただければと思います。

最低賃金の目安及び関連資料についての説明は以上です。

○長岐会長

ただ今の報告について、ご質問などがありましたら、ご発言願います。

特にないようですので、次の議題に移ります。

次に議題2「賃金実態調査結果について」事務局から報告してください。

○我妻賃金指導官

令和6年度賃金実態調査結果につきまして説明いたします。資料3の1ページ、賃金実態調査の概要をご覧ください。

この調査は、1. 調査の目的に記載のとおり、秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施しています。以下、2. 調査対象産業、3. 調査対象事業所の規模、4. 調査対象月、5. 調査実施期間、6. 集計方法については、ここに記載している内容をご確認下さいますようお願いいたします。次に、7. 集計事業所数及び労働者数ですが、これは総務省の令和3年経済センサスに厚生労働省で令和2年次データを加味した、対象事業所約18,500、対象労働者約127,700人の中から、さらに業種等のバランスをとって抽出調査を行い、実際に集計した事業所及び労働者数を記載しております。

なお、この報告で申し上げる調査結果の数値は、あくまでも調査件数から母数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

また、特定最低賃金が適用される非鉄金属、電子部品、自動車製造、自動車(新車)小売関係については、18歳未満または65歳以上の者、雇入れ後6カ月未満であって、技能習得中のもの、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な作業に従事する者、電子部品等製造業では、組立又は加工の業務のうち、主として卓上で行う組線、巻線、はんだ付け、検査

の業務に従事する、特定最賃適用除外労働者を含んでおります。

2 ページは、調査対象となっている業種を、産業分類番号で表示しております。

3 ページは、秋田県賃金実態調査表(賃金分布の概要)でございます。平成25年度から掲載しておりますが、一番右が令和6年度の結果でございます。時間当りの平均賃金額は、1,275円、前年比でプラス5.2%となっております。

なお、表の左側の項目で、第1・10分位数、中位数などの統計用語につきましては、16ページ以降で解説しておりますので、後ほどご覧願います。

4 ページは、最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移でございます。現行の秋田県最低賃金額897円に対する未満率は、1.3%となっております。

なお、未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率。影響率とは、改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率のことをいいます。

実際には、5 ページの最低賃金基礎調査結果表をご覧ください。表の左側に、賃金階級として886円までから始まって、以降887円から997円まで1円刻みの賃金階級を設定しております。

次に、左から2列目の合計欄をご覧ください。上段の数字は、左側の賃金階級に属する労働者数を示しておりますが、886円から下の行の階級は、886円までの累計の労働者数を示しております。現行の897円未満の労働者は、886円から896円までのところを見ていただきますと、1,704人いるということになります。

そして、そのカッコ内の数値は、全体の人数に対する比率を示しており、1.3%と表示されております。したがって、これが現行の最低賃金に対する未満率ということになります。

なお、実際に最低賃金額897円で働いている労働者は、897円の賃金階級の累計数8,976人から、その前の賃金階級である896円までの累計労働者数1,704人を差し引いた、7,272人となり、率では約5.4%ということになります。以降、897円からのカッコ内は、最低賃金を改定した場合の影響率として見ていくことになります。

参考までに、8 ページからの令和5年度の調査結果表をご覧ください。令和5年度は、最低賃金額が897円に改定されましたので、その1円下の896円のところ、9ページになりますが、こちらをご覧くださいますと、(21.9%)となっております。これが、令和5年の改定後の影響率ということになります。

次に少し飛んで15ページをご覧ください。全労働者に占めるパート労働者の比率と労働者の男女比を業種別に比較したものでございます。パート労働者の比率は、総計で30.8%となっており、労働者の男女比は、総計で43:57となっております。

集計結果の説明は以上でございますが、この集計結果及び10ページから14ページまで掲載しております集計結果(性別年齢別)については、10月を目処に全国とりまとめの上、厚生労働省においてホームページ及び政府統計の総合窓口e-Statへ掲載することとなります。

また、これら集計表の復元に関しては、全国斉一性を担保するため、労働者数による復元で行うこととしておりますが、あくまでも実数ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○長岐会長

ただ今の説明について、ご質問などがございましたら発言をお願いいたします。

○若泉委員

実態調査の概要についてですが、調査実施期間が7月31日までになっておりますが、6月末の間違いなのか、もしくは調査の集計が全て集まったうえでのデータなのか。もし、集まっていないものがあるとすれば信憑性の問題になってしまうと思いますのでどちらでしょうか。

○長岐会長

若泉委員の質問について事務局、回答お願いします。

○我妻賃金指導官

事業所へ提出を求めている期間としては6月1日から6月30日までです。その後、提出期限までに提出されない事業所がありますので、今回の審議会の資料に活用するために資料作成までに提出のあった分を集計させていただきました。

○若泉委員

この2、3日で、もの凄い数字のデータを出された事業所があった場合は、大幅にデータが変わる可能性がでてくるのではないのでしょうか。

○佐藤賃金室長

可能性としてはゼロではないですが、実際は、もう届いていない状況です。

○長岐会長

7月31日とは何の期限ですか。

○佐藤賃金室長

期限を切っているのではなく、8月に審議会があれば7月いっぱいという趣旨。

○長岐会長

本日、資料を作成する時点までというのが正解。
7月31日と書いたものは訂正ということですね。

○若泉委員

データの中身が7月29日までというのであればそれでよいのですが。

○我妻賃金指導官

資料3ページの賃金実態調査表(賃金分布の概要)の作成日が7月23日と記載させていただいておりますので、実際の調査実施期間については7月23日と訂正させていただきます。

○長崎会長

それで整合性はとれますね。作成した日までということで事務局よろしいですね。

○佐藤賃金室長

はい。

○小野委員

結論的に1ページの7集計事業所及び労働者数がありますが、これは調査対象となった事業所数及び労働者数でしょうか。実際問題、7月23日まで作成するのに集計された事業所数と労働者数を合計だけでも教えていただけませんか。

○我妻賃金指導官

こちらの表は7月23日までに提出されたものを実際に集計した事業所数及び労働者数です。

○小野委員

対象者数ではなく、あくまで集計数ということですね。

○我妻賃金指導官

はい。

○長崎会長

ほかに質問ございませんか。

特にないようですので、次の議題に移ります。

議題3「その他」についてですが、事務局から説明お願いいたします。

○佐藤貸金室長

事務局から「今後の審議日程」「意見書」「専門部会委員の任命について」の3点について、提案、ご説明させていただきたいと思います。

○長岐会長

1点目の今後の審議日程案について、説明してください。

○佐藤貸金室長

それでは、今後の審議日程案について説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

審議状況によることから、流動的な面はございますが、現段階におきましては、本日、本審議会終了後、この会場において第1回秋田県最低貸金専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出した後、参考人の意見聴取を行います。その後に、金額審議に入る予定となっております。

8月2日午後1時30分からは2回目の専門部会を、8月5日午後1時30分からは3回目の専門部会を開催する予定としております。

8月5日の専門部会終了後に第3回本審を開催し、専門部会からの報告を予定しております。8月5日の専門部会終了の目途としては、午後3時頃を予定しておりますが、専門部会の審議状況により昨年度のように予定時刻を大幅に超過する可能性もあります。

また、専門部会で全会一致とならなかった場合には、本審で採決していただくこととなります。

なお、8月5日に結審に至らず審議継続となった場合でも特定最賃改正決定の必要性の諮問を行う必要がありますので、本審を開催することとなりますので、ご協力方よろしくお願ひいたします。

8月5日の専門部会で結審に至らない場合は、予備日としております8月9日に専門部会を開催することになりますが、8月9日で採決により結審となった場合には、本審での採決が必要となりますので、本審を開催する予定としております。

答申となった場合、異議の申出の公示をいたしますが、異議があった場合は、異議審を開催することになります。

最短での最賃発効を考慮しますと、8月5日に答申があった場合は、8月21日、10月1日指定日発効となり、異議審を開催することになりますが、発効手続き等のため開催は午前中となります。

委員の皆様方には、予備日として設定しております8月9日及びそれ以降の日程の確保につきまして、ご協力賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

審議日程案につきましては、以上でございます。

○長崎会長

この審議日程案について、何かご意見等ありますか。

特にないようですので、この審議日程により開催してよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長崎会長

それでは、この審議日程により開催することとします。

次に、2点目の意見書について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

意見書につきまして、事務局から説明させていただきます。

資料5「秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書」写しをご覧ください。

改正諮問に伴い7月3日付けで意見聴取の公示を行ったところ、労働者側11団体から意見書が提出されました。使用者側団体等からの提出はございませんでした。

なお、前回の審議会における議決に基づき、本審議会終了後に開催されます専門部会におきまして、この意見書を提出された団体の中から、参考人として2名の方から、直接、意見聴取を行うこととなっております。

今回提出された意見書の内容を簡潔にまとめて説明いたしますと、秋田県労働組合総連合からの意見書に代表されますように、1ページの1から順番に

1.「はじめに」では、政府は「2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円」の目標を掲げたが、賃金の低廉な労働者の賃金を改善し、労働者の生活安定を図ることを考えれば、生計費原則に基づき、直ちに1,500円に引上げていくことが求められる。同時に、中小企業・小規模事業者の経営支援を万全にしていかなければならない。としています。

2.「物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください」では、2024年の春闘は大企業を中心に5%に及ぶ賃上げとなったが、実質賃金は26か月減少し、物価高に賃上げが追い付いていない状況にある。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められている。としています。

3.「地域間格差解消は待ったなしの状況です」では、地域間格差によって、労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化により地域経済が疲弊している。労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはなら

ず、地域間格差を縮小し解消することは待ったなしの課題である。としています。

4. 「中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を」では、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は上部企業による低価格受注の押し付け等によって、生産性が低く抑えられている。政府の責任で優越的地位の濫用を防止し、適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることが必要、としています。

5. 「最賃引上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています」では、最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっており、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引上げと地域間格差の解消を求める答申を行い、また、政府に対し実効性ある中小企業支援策の拡充を求めることを要望する、としています

4 ページの記以下には、以上を踏まえ 1. 最低賃金を今日の物価高に対応しうる金額となるよう、大幅に引上げること。 2. 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を大幅に縮小すること。 3. 最低賃金引上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。の 3 点が要望事項としてまとめられております。

また、秋田県医療労働組合連合会では、人手不足を解消することは医療・看護・介護の提供体制改善に直結することから、地域間格差を是正し、大幅な最低賃金引上げは喫緊の重要課題であるとし、「物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業をはじめとする各産業への特別の支援を継続すること」を要望しております。

中通病院労働組合では、臨時職員の時給は最賃に張り付いている実態にあり、最賃が大幅に引き上がらなければ正職員と臨時職員の格差解消はできない、としています。

全日本年金者組合では、「年金は働いていた時の賃金で支給額が決定されることから、最低賃金が全国でも最低位にある秋田県の年金支給額は、低くならざるを得ない。全国一律の最低賃金の実現とせめて最低賃金1,500円以上にすることを強く要望する」と、独自の要望がございました。

意見書につきましては、以上でございます。

また、資料6として、本審議会长あて提出された秋田弁護士会からの「最低賃金の大幅な引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」写しをお付けしております。読み上げは省略いたしますが、まとめますと1つ目として、最低賃金をセーフティネットとして実効的に機能させるためには、最低賃金の大幅な引上げが急務である。2つ目として、賃金の地域間格差を早急に是正するため全国一律最低賃金制度を実現すべきである。3つ目として、中小企業が最低賃金の大幅な引上げに対応できるようにするため、抜本的な中小企業支援策を実現することが不可欠である。4つ目として、秋田地方最低賃金審議

会に対し、秋田県最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、中央最低賃金審議会に対し、地域間格差を縮小しながら全国すべての地域において最低賃金引上げを答申すること及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求める。という内容となっております。

なお、中央最低賃金審議会にかかる要望もあることから、厚生労働省に報告済みであることを申し添えます。以上です。

○長岐会長

ただ今の説明について、何かご質問、ご意見などありませんか。

ほかに事務局ありませんか。

○佐藤賃金室長

それでは最後に、3点目の専門部会委員の任命につきまして、事務局から報告させていただきます。

資料7「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿」をご覧ください。

第1回本審における議決に基づき7月3日付けで推薦公示を行った結果、労使団体から推薦のあった各3名、合計6名の労使委員と公益委員3名を合わせた、9名の委員を7月18日付けで任命いたしましたので、ご確認いただきますと共に、委員の皆さまにはどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○長岐会長

ただ今の専門部会委員の任命について報告がありましたが、何かご質問ありませんか。

特にないようですが、ほかに事務局から説明することはありますか。

○我妻賃金指導官

事務局で作成し、皆様に配付しております令和6年度参考資料集について説明いたします。

初めに、7月3日の第1回本審の際、資料16「秋田県企業倒産状況」について、堀井委員から、表の数値が黒く見えないとのご指摘がありました。その点について整備のうえ、差し替え分を机上に配付させていただきましたのでご確認をお願いします。

また、資料14「県内金融経済概況」、資料16「秋田県企業倒産状況」については、最新の資料を配付させていただきましたので、お手元のファイルに綴じていただければと思います。

なお、前回参考資料を配付していなかった委員、ファイルをお預かりしていた委員の皆様は、参考資料ファイルには、資料16の差し替え分と資料14の最新のものを綴じております

ので、そのままお使いいただければと思います。

それでは、今回更新した資料について簡単にご説明いたします。

資料14は、日本銀行秋田支店発表「県内金融経済概況(2024年7月22日)」ですが、基調判断の県内概況は「県内景気は、回復の動きが一服している。」としています。

続きまして、資料16「秋田県企業倒産状況」となります。2024年6月度と2024年度上半期の倒産状況の資料を追加配付させていただきました。

2024年上半期の倒産件数は過去10年で最多を記録、ゼロゼロ融資の返済本格化の第二のピークを迎えた2024年4月以降、小規模・零細企業を中心とした倒産が顕著で、2024年6月単月においても同様の流れとなり、現状では倒産が落ち着く要因は乏しいとされています。私からは、以上でございます。

○長崎会長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見ありませんか。

特になさそうですが、ほかに、何かありますか。事務局からありますか。

○我妻貸金指導官

先ほど審議日程を了承いただきましたので、8月5日月曜日開催の第3回本審の開催通知を、本審議会終了後、各委員にお渡しいたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○長崎会長

次回の本審は、予定ではありますが秋田県最低貸金専門部会報告及び改正決定の答申について、秋田県特定最低貸金改正決定の必要性の有無等について、令和6年8月5日、月曜日に開催することとなっております。

日程の変更が生ずるような場合は、事務局から各委員に連絡してください。

それでは、これもちまして第2回秋田地方最低貸金審議会を終了いたします。

お疲れ様でした。